

ウッドドーム利用にあたっての注意事項

平成 23 年 12 月 1 日運用

【Ⅰ. ウッドドームの予約方法および利用時間】

- 予約受付は、利用希望日の6ヶ月前の1日午前8時30分より開始となります。(1月のみ1月5日午前9時より開始)ただし、土日祝における雨天時のみの予約については利用希望日の2日前の9時より受付させていただきます。
※この時点では、「仮予約」となります。
- 仮予約後、7日以内に『ウッドドーム利用申込書』を提出していただき、利用目的等について、大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例第11条第2項(4ページ目参照)に該当しない場合は、緑の村公園より「予約完了」の連絡を致します。
- 前述に該当する場合は、別途『公園等内行為許可申請書』を提出していただく必要があります。
- ドーム利用の権利の転貸・譲渡は禁止です。受付者と実際の利用者が異なる場合は、利用を中止していただき以降の予約を取り消すことがあります。
- 利用時間は原則8:00~17:00までです。
- ドーム利用前には公園管理事務所もしくは宿泊棟奥養老フロントで受付を済ませてください。
- 17:00まで利用される場合、料金は16:30までに公園管理事務所でお支払いをお願いいたします。16:30を過ぎる場合は宿泊施設「奥養老」のフロントでお支払いください。
- 利用時間には、準備・後片付け(整備・清掃)・ミーティング等の時間も含まれています。他の皆様のご迷惑や不公平にならないように、利用時間の厳守をお願いします。予約時間外の利用は追加料金をいただくことになります。
- 雨天時のみ(または晴天時のみ)の利用の場合、晴天時(または雨天時)は当日の朝9:30までにキャンセルの連絡をお願いいたします。9:30を過ぎても連絡がない場合はキャンセル扱いとさせていただきます。

【Ⅱ. ウッドドームの利用方法】

- 片面のみの利用の場合は、必ずドーム内半分の面積内でご利用ください。また、別の団体がもう片面を利用する場合は、両者で協議しトラブルのないよう使用範囲を設定してください。また、どちらかがテニスコート・バレーボールコートを設置する場合は、両者ドーム入口側か奥側での片面利用になります。
- ドームの利用後は必ずブラシ・トンボ・ローラー等をかけて場内を整備してください。
- 酒気を帯びての利用はお断りします。

- 無断でコンセント電源は使用しないでください。
- 施設、器具などは大切に使用してください。正規使用方法以外で破損した場合は、弁償していただく場合があります。
- ドーム内及び敷地内にはゴミ箱がありません。ゴミはお持ち帰りください。
- 利用者の不注意による事故、駐車場内でのトラブル等には一切責任を負いません。

【Ⅲ. ウッティドームおよび周辺敷地内での禁止行為】

- ドーム内および敷地内でラインを引く場合の石灰は各自で用意し、必ずライン引き専用の石灰を使ってください。消石灰の使用は禁止です。なお、使用後はブラシで掃き石灰を散らしてください。（ライン引きの用具は無料貸出があります。）
- ドーム内および敷地内での音楽の再生やマイクアナウンスは必要最小限の音量（ドーム内および敷地内にもみ聞こえる大きさ程度）でお願いします。
- 危険物の持ち込みは禁止です。
- ドーム内および敷地内では火気の使用（バーベキューグリル含む）は禁止です。
- ドーム内への車両の進入は禁止です。
- 公園側駐車場内でのテント、タープ類の設営は禁止です。
- ドーム敷地内および緑の村公園側敷地内での宿泊（テント泊、車中泊含む）は禁止です。
- グラウンドゴルフ場側への駐車は禁止です。ドーム利用者は指定の駐車場以外に駐車しないでください。
※ドーム利用者駐車場については、3ページ目を参照してください。
- 犬などのペットや動物の敷地内での排泄は禁止です。万一排泄した場合は、糞便を処理し、排泄箇所に消臭スプレーを散布、もしくは水でよく洗浄してください。また、ブラシによる被毛の手入れをした場合、必ず抜け毛は処理してください。

【Ⅳ. 利用の許可の取り消し】

次の場合は、施設のご利用はできません。なお、既に受付している場合でも取り消しまたは、中止をすることがあります。この場合、管理者の責に帰すべき事由による場合以外は、利用料金は返還いたしません。

- 公の秩序を乱しまたは、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- 施設等を損傷または、滅失するおそれがあるとき。
- 虚偽その他不正の手段により、利用する権利を得たとき。
- 音や振動などで他の利用者および周辺住民に支障があるとき。
- 公園職員の指示に従わないとき、その他管理上支障があると判断されたとき。

【V. イベント等開催による利用上の注意事項】

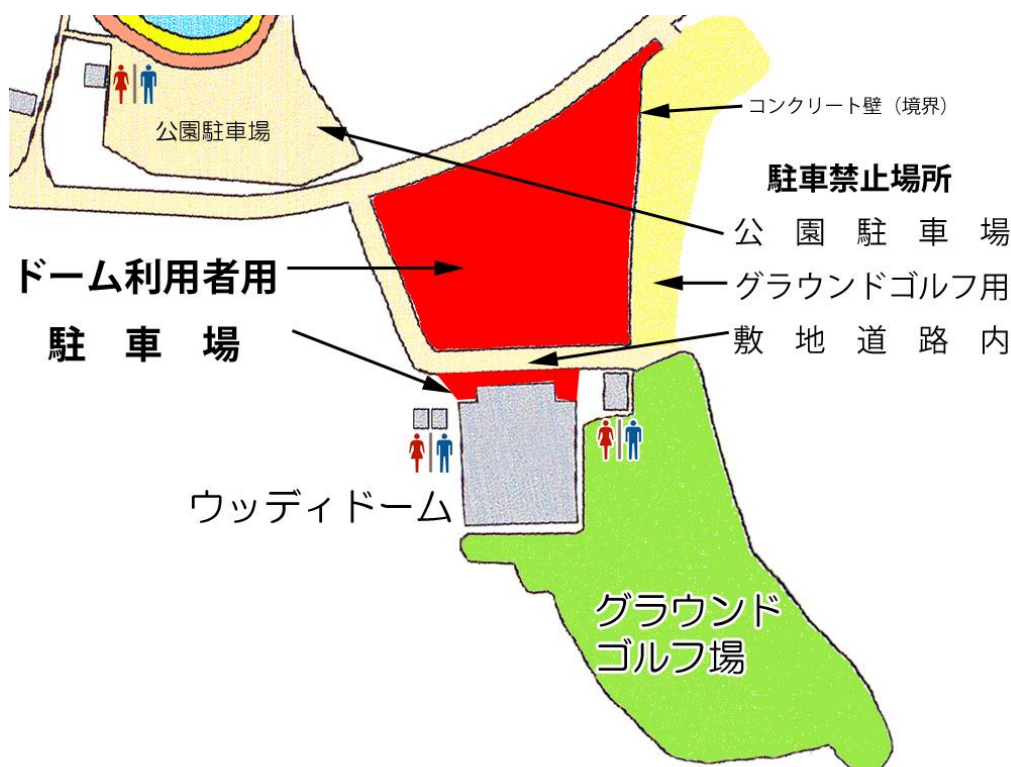
イベントを開催される主催者の方へ

- イベントに関する一切は、主催者の責任において行っていただきます。
- 多数の方がご来園くださる催し物を計画される場合は、必要に応じて会場内外・駐車場などに整理員を配置し、他の来園者の迷惑とならないようご配慮ください。
- 緑の村公園職員及び関係者から利用上の注意、指導を受けた場合は速やかに厳守してください。
- この注意事項はスタッフの方だけでなくイベント参加者にも同様に適用されます。主催者は、注意事項をよくご理解いただき、関係者・参加者のみなさまにも周知いただきますようお願いいたします。また、上記注意事項に違反した場合や利用マナーが特に悪質と判断した場合には、次回からご利用をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ドーム前の駐車場も会場の一部として使用する場合は、別途定められた使用料をお支払いいただきます。
興業・展示即売会で使用の場合…1㎡あたり7円 競技会等で使用の場合…1㎡あたり5円
広場の面積は4,500㎡とします。

ウッディドーム利用者用駐車場

ドーム利用者は、必ず指定場所内に駐車して下さい。

公園駐車場・グラウンドゴルフ用・敷地道路内は駐車禁止です。



緑の村公園は、大垣市の公園施設設置条例の適用を受けます。公園の管理上支障があると認められる行為をすることは禁止されています。また、物品等の販売、募金、興業その他管理者の許可が必要になる行為が定められていますので、詳しくは管理事務所までお問い合わせください。

○大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例抜粋

- 第 11 条第 2 項 緑の村公園施設において次に掲げる行為を行おうとする物は、指定管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 公園の全部または一部を独占して競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行事を行うこと。
 - (5) はり紙、はり札その他の方法によって広告を表示し、又は広告を散布すること。
 - (6) 演説又は宣伝的行為をすること。
 - (7) たき火その他緑の村公園施設に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
 - (8) 竹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物を採取すること。
 - (9) 鳥獣及び魚の類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (10) 立入を禁止されている区域に立ち入ること。
 - (11) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。

○大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例施行規則抜粋

- 第 6 条 条例第 11 条の許可を受けようとする物は、（省略）同条第 2 項の許可を受けようとするものにあつては指定管理者に、公園等内行為許可申請書（第 1 号様式）を提出しなければならない。
- 第 6 条第 2 項 指定管理者は、条例第 11 条の許可をしたときは、公園等内行為許可書（第 2 号様式）を申請者に交付するものとする。

平成 27 年 4 月 26 日 ライン引きに関する事項を訂正

令和 3 年 3 月 13 日 お支払い方法及びキャンセルに関する事項を追記

令和 3 年 5 月 19 日 雨天時のみの予約方法に関する事項を追記